

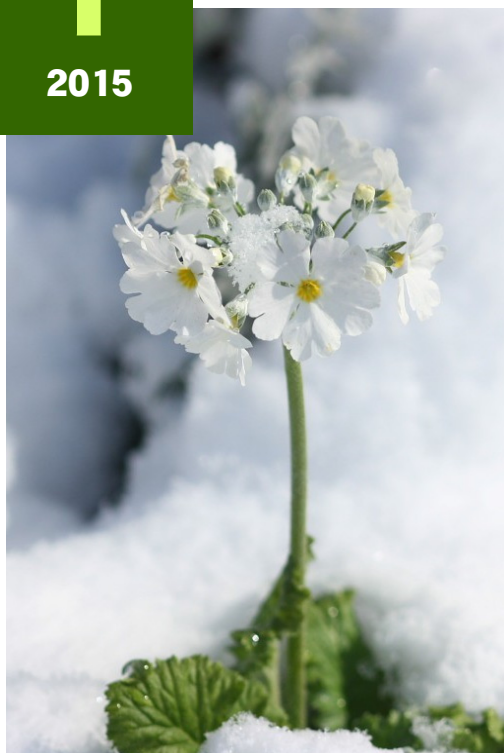
NEWS LETTER

あけましておめでとうございます。
さあ、新しい年の幕開けです。気持ちも新たに1年間がんばりたいと思います。
本年も宜しく願いいたします。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

1

2015



27年1月からの贈与税改正

妊娠・出産を理由とした
不利益な取扱いの禁止
増加する若手社員の
定着対策に取り組む事業所
インターネットを利用した
消費の実態

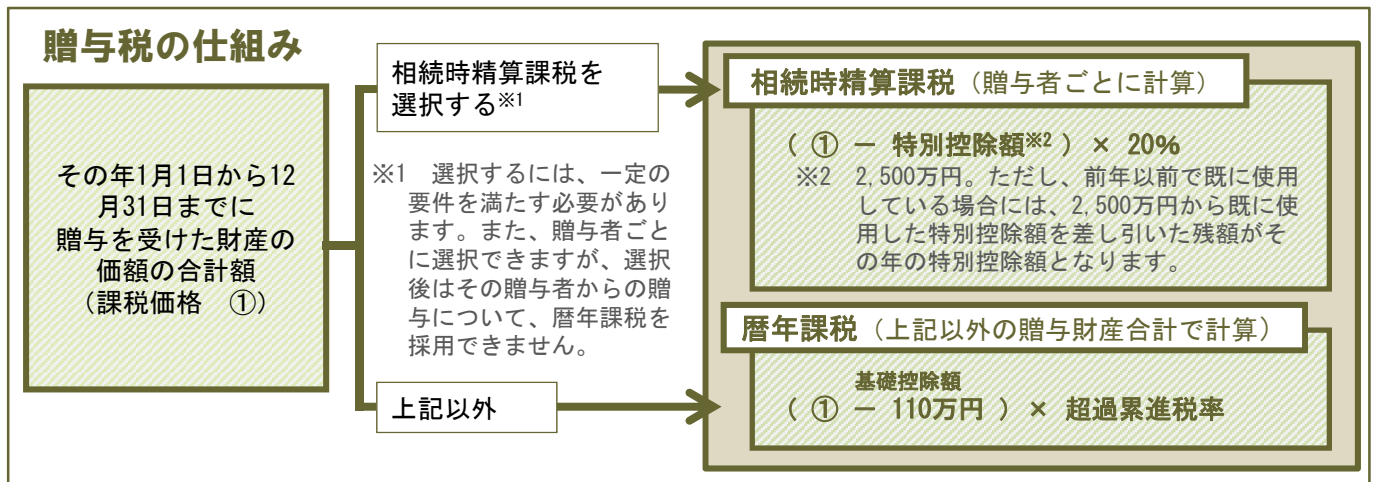
中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

27年1月からの贈与税改正

平成27年1月1日以後の贈与から、贈与税の計算について大きく2つの改正があります。この改正について、再度確認しましょう。



■ 暦年課税の税率構造が変わる

暦年課税の場合に乗ずる超過累進税率について、最高税率を55%へと上げるとともに、特例税率が追加等されました（下表[贈与税率表]、次ページ[贈与税額早見表]参照）。

この場合における特例税率は、その年1月1日現在20歳以上の者が、その者の父母や祖父母などの直系尊属から贈与により取得した財産（特例贈与財産）について適用します。一方、特例税率の適用がない財産（一般贈与財産）は、一般税率を適用します。

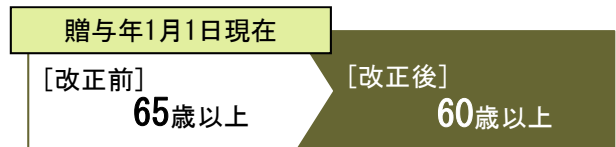
[贈与税率表]

基礎控除額（110万円） 控除後の課税価格	改正前 税率	改正後	
		一般税率 （一般贈与財産）	特例税率 （特例贈与財産）
～ 200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	15% ↓
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20% ↓
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30% ↓
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45% ↓	40% ↓
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45% ↓
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55% ↑	50%
4,500万円超 ～			55% ↑

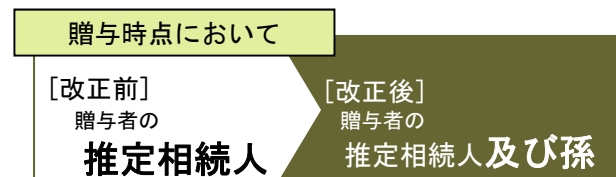
■ 相続時精算課税の適用範囲が拡大

相続時精算課税の対象となる贈与者及び受贈者の範囲が、次のとおり広がります。

(1) 贈与者（贈与をする側）



(2) 受贈者（贈与を受ける側）



贈与税額早見表（平成27年1月～）

贈与額	贈与税額			
	一般贈与財産の場合		特例贈与財産※の場合	
	贈与税額 (万円未満四捨五入)	実効税率 (左記贈与税額÷贈与額)	贈与税額 (万円未満四捨五入)	実効税率 (左記贈与税額÷贈与額)
200万円	9万円	4.50%	9万円	4.50%
300万円	19万円	6.33%	19万円	6.33%
400万円	34万円	8.50%	34万円	8.50%
500万円	53万円	10.60%	49万円	9.80%
600万円	82万円	13.67%	68万円	11.33%
700万円	112万円	16.00%	88万円	12.57%
800万円	151万円	18.88%	117万円	14.63%
900万円	191万円	21.22%	147万円	16.33%
1,000万円	231万円	23.10%	177万円	17.70%
1,500万円	451万円	30.07%	366万円	24.40%
2,000万円	695万円	34.75%	586万円	29.30%
2,500万円	945万円	37.80%	811万円	32.44%
3,000万円	1,195万円	39.83%	1,036万円	34.53%
3,500万円	1,465万円	41.86%	1,280万円	36.57%
4,000万円	1,740万円	43.50%	1,530万円	38.25%
4,500万円	2,015万円	44.78%	1,780万円	39.56%
5,000万円	2,290万円	45.80%	2,050万円	41.00%
5,500万円	2,565万円	46.64%	2,325万円	42.27%
6,000万円	2,840万円	47.33%	2,600万円	43.33%
6,500万円	3,115万円	47.92%	2,875万円	44.23%
7,000万円	3,390万円	48.43%	3,150万円	45.00%
7,500万円	3,665万円	48.87%	3,425万円	45.67%
8,000万円	3,940万円	49.25%	3,700万円	46.25%
8,500万円	4,215万円	49.59%	3,975万円	46.76%
9,000万円	4,490万円	49.89%	4,250万円	47.22%
9,500万円	4,765万円	50.16%	4,525万円	47.63%
10,000万円	5,040万円	50.40%	4,800万円	48.00%
20,000万円	10,540万円	52.70%	10,300万円	51.50%
30,000万円	16,040万円	53.47%	15,800万円	52.67%
40,000万円	21,540万円	53.85%	21,300万円	53.25%
50,000万円	27,040万円	54.08%	26,800万円	53.60%

※ 贈与年1月1日現在20歳以上の者に対して、その者の直系尊属（父母、祖父母など）から贈与した財産を、『特例贈与財産』といたします。

妊娠・出産を理由とした不利益な取扱いの禁止

妊娠を理由にした降格が、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「均等法」という）に違反するかどうか争われた訴訟の判決が、平成26年10月23日に最高裁で言い渡されました。この判決の内容は、今後の企業の労務管理に大きな影響を与えることが確実ですので、今回はこの内容について取り上げておきましょう。

■ 今回の最高裁判決のポイント

今回の訴訟は、広島市内の病院に勤務し、勤続約10年で副主任となった女性が原告となっています。その女性は副主任に就いた後に妊娠が分かり、労働基準法第65条3項に基づく軽易な業務への転換を請求したところ、負担の少ない部署に異動となりました。その際副主任の地位を外され、復職後についても副主任に任命されませんでした。そのため、この取扱いが均等法第9条3項に違反する無効なものであると主張して、損害賠償を求めていました。

これに対し最高裁は、妊娠や出産を理由にした降格は、本人自身の自由な意思に基づく合意か、業務上の必要性について特段の事情がある場合以外は違法で無効とするという判断の枠組みを初めて示しました。その上で今回のケースは、降格について女性は渋々受け入れただけで明確な同意はなく、病院が取った措置について特段の事情があったかどうかの審理が尽くされていないとして、女性側敗訴とした二審判決を破棄し、審理を広島高裁に差し戻しています。最高裁が示した判決の骨子をまとめると、以下ようになります。

原則：妊娠や出産を理由にした降格は禁止
例外：

- ①自由意思に基づく承諾が認められる
→今回は、明確な承諾は認められない
- ②業務上の必要性に特段の事情がある
→今回は、不明のため審理を差し戻す

■ 妊娠・出産等を理由とした不利益な取扱いの禁止とは

では、均等法及び労働基準法が定める、妊娠・出産、産前産後休業の請求等を理由とした不利益な取扱いについて、確認しておきましょう。厚生労働省が定める指針では、以下の11の項目を不利益な取扱いとして挙げ、禁止しています。

- ①解雇すること
- ②期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと
- ③あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に、その回数を引き下げる
- ④退職または正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと
- ⑤降格させること
- ⑥就業環境を害すること
- ⑦不利益な自宅待機を命ずること
- ⑧減給をし、または賞与等において不利益な算定を行うこと
- ⑨昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと
- ⑩不利益な配置の変更を行うこと
- ⑪派遣労働者として就業する者について、派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと

今回の判決を受けて、企業としては上記の取扱いをしていないか確認し、妊娠・出産等にまつわるトラブルを未然に防止していきたいものです。

増加する若手社員の 定着対策に取り組む事業所

26年11月の厚生労働省の発表によると、新規学卒者の卒業後3年以内の離職率が大学は32.4%、高校は39.6%といずれも前年比で増加しました。採用した人材が早い時期にやめていくことは、企業にとっては大きな問題です。ここでは、事業所における若年正社員の定着対策や転職希望理由に関するデータを紹介します。

7割の事業所が対策を実施

26年9月に厚生労働省が発表した「平成25年若年者雇用実態調査の概況」(※)によると、若年正社員の定着のための対策を行っている事業所は、調査対象の70.5%に上っています。21年の同じ調査結果と比較可能な数字でみると、21年の63.2%が25年には71.4%と8.2ポイントも増加しています。若年正社員の定着に取り組む事業所が増えていることがわかります。

職場での意思疎通の向上を重視

前記調査から若年正社員の定着のために実施している対策をまとめると、下図の通りです。



最も実施割合が高い対策は、「職場での意思疎通の向上」でした。次いで「本人の能力・適性にあった配置」、「教育訓練の実施・援助」、「採用前の詳細な説明・情報提供」が50%以上の割合になりました。

転職希望理由をみると…

企業側が定着対策を講じる一方で、転職を考えている若年正社員がいることも事実です。前記調査によると、調査対象の若年正社員のうち現在の会社から転職をしようと思っている割合は25.7%であり、その理由の上位3つは以下の通りです。

- 賃金の条件がよい会社にかわりたい
- 労働時間・休日・休暇の条件がよい会社にかわりたい
- 自分の技能・能力を活かせる会社にかわりたい

賃金や労働時間、休日などの待遇面は不満になりやすく、一度条件を改善したとしても、その後、再び不満となりやすい性質があります。そのため企業としては、対応が難しい部分といえるでしょう。

待遇面での満足度を高め続けることは難しいため、企業は視点を変えて精神的な部分で従業員の満足度を高めることを検討してみたいかがでしょうか。ここで紹介した対策をはじめ、さまざまな施策を用いて、従業員のやる気を引き出し、満足度を高めることで、定着率も高まるかもしれません。

(※) 厚生労働省「平成25年若年者雇用実態調査の概況」

5人以上の常用労働者を雇用する事業所約17,000カ所と、そこで働く若年労働者(15~34歳の労働者)約24,000人を対象として、平成25年10月1日現在の状況について調査を実施したものです。有効回答率は事業所調査で61.9%、個人調査で65.9%でした。詳細は次のURLから確認できます。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/4-21c-jyakunenkoyou-h25.html>

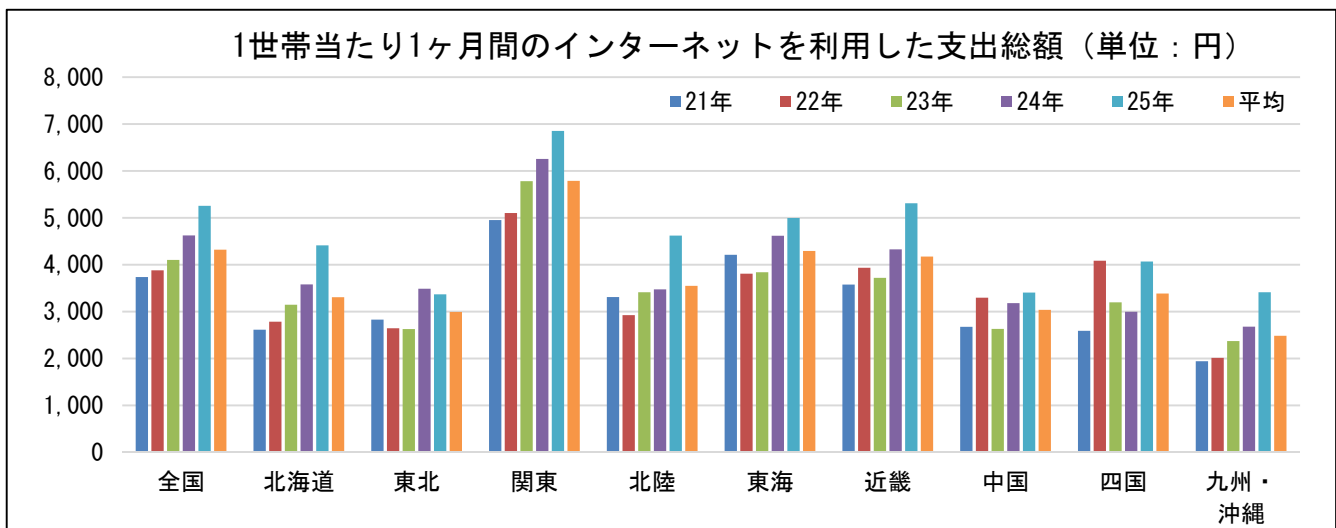
インターネットを利用した消費の実態

総務省の調査によると、平成25年末時点でインターネットの普及率は世帯で84.9%、個人で82.8%となっています。ここではインターネット利用に関するデータとして、26年7月に発表された調査（※）から、1世帯当たり1ヶ月間のインターネットを利用した支出総額をみていきます。

地域別はおおむね増加傾向に

直近5年間の全国1世帯当たり1ヶ月のインターネットを利用した支出総額（ネット上で商品・サービスの注文や予約をした場合の支出総額）をみると、増加傾向にあることがわかります。22年までは3,000円台だったものが増加を続け、25年には5,000円台を突破しました。年間にすると6万円超となります。

地域別にみると、関東が最も支出総額が高くなっています。5年間の平均は5,788円で、22年には5,000円を超え24年には6,000円台になりました。次いで東海と近畿が5年間の平均で4,000円を超えており、支出総額が高い地域になっています。一方、東北や九州・沖縄は5年間の平均が2,000円台と低くなっています。



都市の規模に比例する支出総額

次に都市の大きさ別に5年間の平均をみると、大都市が5,000円台、中都市が4,000円台など大きな都市ほど支出総額が高くなっていることがわかります。

インターネットを利用した商品やサービス

の購入は、実店舗の有無にかかわらず可能です。そのため、利用条件等に地域差は多くないと思われそうですが、実際の支出総額で見ると、関東や近畿、東海といった大都市圏を含む地域が、また都市の規模別では大きな都市の方が高いという結果になりました。

1世帯当たり1ヶ月間のインターネットを利用した支出総額（単位：円）

都市	21年	22年	23年	24年	25年	平均
大都市	4,883	5,024	5,340	6,550	6,919	5,743
中都市	3,573	3,932	4,141	4,336	5,285	4,253
小都市A	3,302	3,434	3,458	3,849	4,182	3,645
小都市B・町村	2,853	2,553	2,924	3,105	3,429	2,973

総務省「家計消費状況調査年報」より作成

（※）総務省「家計消費状況調査年報」全国を地方別都市階級別に層化し、合計3,000の調査地点（国勢調査調査区）を抽出。各調査地点から10世帯を選定して、合計約30,000世帯を対象とした調査です。地域区分の詳細は、以下の総務省のページでご確認ください。

<http://www.stat.go.jp/data/joukyou/yougo-s.htm>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回り等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2015年1月

お仕事備忘録

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

2. 固定資産税の償却資産に関する申告

3. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

5. 各種法定調書の提出

6. 新年の参拝と挨拶回り

7. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出期間の開始日は、1月1日からです。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

2. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

3. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付期限です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれの無いようにしましょう。

4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。また、昨年の給与に係る源泉徴収票を交付しましょう。

5. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出期限です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

6. 新年の参拝と挨拶回り

初出勤日に幹部等が新年の参拝等を実施する場合には、年末から予約をし、お布施を用意しておきます。また、年始の挨拶回りをする際の手土産、逆に挨拶に来られた方に対するお茶やお屠蘇などの準備なども、万全にしておきましょう。

7. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス

年賀状を送付していなかった先より届いた場合には、速やかに返礼を出すとともにリストへの追加をします。また住所変更等のあった先についてはリストの修正を行います。これらは「取引先台帳」等を利用した名簿管理を用いて、次の要領ですすめるとよいでしょう。

- ・宛先不明で戻ってきた場合は、名簿を修正し再度住所確認。
- ・未送付先より届いたら、来年の送付名簿に追加し、速やかに返礼。
- ・住所、社名、肩書きの変更等の名簿修正。関係部署への連絡。



2015.1

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれないように計画的に業務を進めましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	先負	元旦 ●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始（～3月16日）
2	金	仏滅	
3	土	大安	
4	日	赤口	
5	月	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
6	火	友引	小寒
7	水	先負	
8	木	仏滅	
9	金	大安	
10	土	赤口	
11	日	先勝	
12	月	友引	成人の日 ●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	火	先負	
14	水	仏滅	
15	木	大安	
16	金	赤口	
17	土	先勝	
18	日	友引	
19	月	先負	
20	火	赤口	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7月～12月分）
21	水	先勝	
22	木	友引	
23	金	先負	
24	土	仏滅	
25	日	大安	
26	月	赤口	
27	火	先勝	
28	水	友引	
29	木	先負	
30	金	仏滅	
31	土	大安	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ※2月2日まで ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分） ※口座振替を利用しない場合 ※2月2日まで ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10月～12月]について報告） ※2月2日まで ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分） ※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ※2月2日まで ●市区町村への給与支払報告書の提出 ※2月2日まで ●固定資産税の償却資産に関する申告 ※2月2日まで ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付